

「東京都多文化共生推進指針」素案に対する意見の概要

「東京都多文化共生推進指針」素案の公表とともに実施しました意見募集に対して、多数の貴重な御意見・御提案をお寄せいただき、ありがとうございました。

お寄せいただいた主な御意見の概要を紹介するとともに、本指針における都の考え方を示いたします。

紹介する御意見の概要は、その趣旨を考慮し、類似の意見等の集約を行い、代表的な意見として掲載しておりますので、御了承ください。

なお、素案に対する直接的な御意見でないものについては、今後の取組の参考とさせていただきます。

1 募集概要

○募集期間

平成28年1月15日（金）から平成28年1月29日（金）まで

○意見方法

郵送、FAX、電子メール

2 結果

○意見者数 13

○意見数 48件

主な御意見の概要と都の考え方

No.	主な意見の概要	都の考え方
1	○日本に在住している外国人の出身国が日本人に対してしてくださっている施策と比較しながら、施策を互恵的なものにする必要があると考える。	○東京を世界一のグローバル都市とするために、外国人を含む全ての都民の活躍を推進することは、必要不可欠なことだと考えます。今後本指針に基づき、東京における多文化共生社会を実現するための施策を、着実に実施してまいります。
2	○財源は、我々日本人及び日本企業が負担するのでしょうか？本施策においては、ぜひ応益負担・応能負担・自主財源としていただきたいと考える。	○御意見として承ります。
3	○外国人が安心して日本社会で働き、生活できるよう、もっと具体的な措置が取れる内容を盛り込んだらもっと効率的ではないかと思いました。	○本指針は、都における多文化共生推進に当たり、基本的な考え方と施策の方向性を示したものです。今後この指針に基づき、具体的な取組を推進してまいります。
4	○今都内には様々な外国人相談窓口が設けられているが、外国人には良く分からないような状態。 都がリーダーシップを取って総合的な窓口設立を目指すべき。 例えば、外国人の散在地域にワンストップサービスセンターを設け、そこで日本語教育、生活相談、防災研修、外国人の日本社会への参加などを内容にした啓発活動、ボランティア活動などを展開する必要があると思う。	○御意見については、今後の施策の実施に当たっての参考とさせていただきます。

主な御意見の概要と都の考え方

No.	主な意見の概要	都の考え方
5	<p>○多文化共生人材育成に力を注がなければいけないのではないかと思います。多文化共生推進を促すには、この分野の人材が必要だが、今各市町村にはその人材が殆どないのが現状。</p> <p>多文化共生に関する人材育成にもっと力を入れなければ、これからの地域づくり、外国人支援などの事業に支障が出かねないのではないかと思います。</p>	<p>○本文P37 ●トータルサポートを実施する基盤整備のための人材育成</p> <p>に記載の通り、都は今後、区市町村や区市国際交流協会の職員などを対象に、幅広い分野の支援や様々な団体との連携を包括的にコーディネートする専門人材を育成してまいります。</p>
6	<p>○ヘイトスピーチなどへの対応をぜひ加えて頂きたい。</p>	<p>○ヘイトスピーチなどについては、昨年8月に東京都総務局人権部が策定・公表した「東京都人権施策推進指針」において記載しております。今後の対応につきましては、関係部署との更なる連携により、取組を進めてまいります。</p>
7	<p>○外国人を支援する市民団体などとの連携・支援は当然だが、行政としての主体的な取組を具体化して欲しい。</p> <p>例えば、区や市が主催する定期的な日本語支援のネットワークを張り巡らせることなど。</p>	<p>○多文化共生推進の取組を着実に実現するには、行政、東京都国際交流委員会、区市国際交流協会、外国人支援団体等が、相互に連携を図ることが必要不可欠です。各主体が行う外国人支援事業の情報等を一元的に提供するなど、外国人の生活に関する総合的なサポート機能を強化してまいります。</p>
8	<p>○現在外国人生徒の教育の最前線にいる定時制高校・夜間中学の充実・発展を図ること。教育委員会との役割分担もあるのですが、多文化共生を推進していくためには連携していく必要がある。</p>	<p>○外国人施策に係る行政分野は、教育・医療・福祉・労働・防災等多岐にわたります。今後もそれぞれの所管部署との連携協力を進め、多文化共生の推進に取り組んでいきます。</p>

主な御意見の概要と都の考え方

No.	主な意見の概要	都の考え方
9	<p>○施策目標を成功させるためには、騒音などの具体的な問題を緩和することと住民間の交流を促すことが必要。</p> <p>そのために、第三者として問題の緩和や関係づくりを担う地域共生コーディネーターを、それらの地域に配置することが必要。施策の具体的な内容として、「地域住民同士の問題を緩和しつつ交流を促す、地域共生コーディネーターの配置」をご検討下さい。</p>	<p>○今後の施策の実施に当たって、参考にさせていただきます。</p>
10	<p>○定時制高校の廃止は、社会的経済的に恵まれない状況にある子供たちから教育の機会を奪うことにつながりかねない。財政の問題を始めおそらく諸事情が背景にはあるのかとは思いますが、貧富の差が拡大する今、その格差縮小のためにも、これまで以上に定時制高校は大事にされなければならない存在。</p>	<p>○ご意見として承ります。今後もそれぞれの所管部署との連携協力を進め、多文化共生の推進に取り組んでいきます。</p>
11	<p>○施策目標1の「日本人と外国人が共に活躍できる環境の整備」特に外国人の次世代育成の項目において、都立新国際高校（仮称）の設置の検討とあるが、具体的にはどのような内容の教育を実施し、また、どのような実施手段を用いるのか。さらには、どの程度の規模の学校の設置を検討するのか。</p>	<p>○具体的な内容等の詳細については、今後、教育委員会において検討します。</p>
12	<p>○素案は理念、現状、一部具体的な施策が述べられているが、今後はそれぞれの課題について、実行可能なアクションプラン（工程表）を提示して欲しい。</p>	<p>○本指針に基づき、今後各課題の解決に向けた施策を計画的に実施してまいります。</p>

主な御意見の概要と都の考え方

No.	主な意見の概要	都の考え方
13	○東京都国際交流委員会の再構築は、その強化・発展と捉えている。法人化にも取り組んで欲しい。	○東京都国際交流委員会は、今後東京都における多文化共生を推進する中核的な機関として、組織形態の検討を含め、体制の強化に取り組んでいきます。
14	○防災・災害、外国人相談、日本語学習、医療など共通する問題や課題について、情報の共有・連携を推進するために、区市部の自治体、区市部国際交流協会（以下 協会）、外国人支援・交流団体（以下 支援・交流団体）から構成されるいくつかの部会を置くことを提案する。部会では自治体、協会、支援・交流団体が抱える共通する様々な問題や課題について議論・解決を図る。	○今後、都の施策の実施に当たって、参考にさせていただきます。
15	○自治体・国際交流協会・外国人支援・交流団体から構成される部会を推進するために、職制とは別に専門職である「多文化共生マネージャー」制度を設けることが必要。	○都は多文化共生の専門人材の育成のために、今後スキームを検討し、取組を進めてまいります。
16	○自治体や協会の防災訓練では、どうしても関係者や知り合いだけの参加が目立っているが、町会・自治会や大学と連携し、地域に居住する外国人が参加しやすいような方策を考えたり、近隣の自治体・協会同士の共催による防災訓練を実施するべき。	○外国人も日本人と同様に地域の構成員であると考えます。外国人を支援の受け手として捉えるのではなく、地域の担い手として日本人と共に活躍していけるよう、外国人の地域活動への参加意識を醸成するとともに、区市町村や企業、大学等と連携しながら外国人が参加しやすい環境づくりを進めてまいります。

主な御意見の概要と都の考え方

No.	主な意見の概要	都の考え方
17	<p>○日常の外国人相談については、多くの自治体が協会に委託している。しかし、その態様は様々である。相談コーナーを設け毎日相談に応じている協会、指定日のみ（月、水、金とか午後など）の相談、相談員も専門職、協会職員、ボランティアなど様々である。日々の生活に追われる外国人を考えれば、もっと拡大・充実すべき分野と考える。</p>	<p>○現在、多くの自治体や区市国際交流協会、NPO等外国人支援団体が相談事業を実施しています。必要としている外国人にそれらの情報が的確に届くよう、情報提供体制の整備に努めてまいります。</p>
18	<p>○東京オリンピック・パラリンピックで多くの外国人観光客の訪日が予想され、今や医療通訳への対応は不可欠である。医療通訳者を育成するために、区市町村・国際交流協会等から構成される部会で、研修会を企画・実施すべき。</p>	<p>○御意見として承ります。</p>
19	<p>○国に対して、一定の研修と経験を終了した受講生に「医療通訳士」の国家資格を付与できるよう働きかけるべき。また、医療通訳者の誤訳などによる訴訟不安を解消するために、医師賠償責任保険や病院保険に協会や医療通訳者を被保険者として加えるよう、関係者に働きかけるべき。</p>	<p>○御意見として承ります。</p>
20	<p>○医療通訳のほか、保健所が出す予防接種、健康診断、幼児健診などの案内や説明等は基本的に地域の差はない。また学校の保護者向けに出す文書など、多言語に翻訳している自治体もあり、街の道路標識や公共機関の案内など、これらの分野でも自治体や協会同士が連携・協力すべき。</p>	<p>○御意見として承ります。</p>

主な御意見の概要と都の考え方

No.	主な意見の概要	都の考え方
21	<p>○国際理解教育について、外国人を支援する施策が述べられているが、ホスト国である日本人市民側の対応・教育も大切である。</p>	<p>○日本人と外国人のお互いの文化や習慣などに対する理解不足は、誤解や偏見を生み、お互いの価値観を受け入れることができなくなる原因となると考えます。日本人に対しては、異なる価値観を受け入れる寛容さを醸成するとともに、外国人に対しては日本の文化・習慣を理解するための啓発を行い、日本人と外国人が共に支え合う意識を持つ社会づくりを進めてまいります。</p>
22	<p>○外国人子弟の高校進学ガイダンスについて、東京都教育委員会・市区町村の教育委員会が主体となって、都内全域で実施することが望ましい。</p>	<p>○御意見として承ります。</p>
23	<p>○外国人の方の中には、時に、誤った知識を植え付けられ、苦しんでいる方もいる。</p> <p>たとえば、会社で、たとえ違法な命令でも、そむくとパスポートを取り上げられ、本国に強制送還されるのではないかと、日本人男性と結婚したものの、DVがひどくて苦しいが、離婚すると在留資格が更新してもらえないのではないかと、など。</p> <p>これは、日本の法律について外国人の方は詳しくないことを悪用する残念な方がいることが原因だが、こうしたことで悩み苦しむ、どこに相談すればよいかわからず、結局は泣き寝入り、というケースもある。</p> <p>外国人の方が、何かしらのコミュニティで困りごとを共有できるような仕組みがあると、よりよいのではないかと。</p>	<p>○様々な団体が実施している相談窓口を含め、外国人が必要な情報を簡単に入手できるよう、情報提供体制を充実させるなど、安心して生活できるような環境づくりに努めてまいります。</p>

主な御意見の概要と都の考え方

No.	主な意見の概要	都の考え方
24	○施策目標1について、外国人支援部署はワンストップサービスとし、詳細は職員を通じて各専門部署とやりとりをするべき。	○御意見として承ります。
25	○好意で活動するボランティアに日本語支援の負荷を過度に負わせることなく、区市町村に設けた外国人支援専門部署の下に日本語教育事業を置くべきである。	○都の各局や区市町村との連携協力を図りながら、今後とも日本語教育についての取組を推進してまいります。
26	○日本語教室、夜間中学や夜間定時制高校など、成年者が学びやすい環境を複数用意して学習につなげる必要がある。 ○家庭の日本語環境、来日した時の年齢、親の教育に対する関心度によって、子供の学習レベルに著しい差が生まれる。小中学校では取り出し授業が行われているが、それだけでは不足があるので補習の機会を増やすべきである。	○都内では、区市町村や区市国際交流協会、外国人支援団体が、各地域で日本語教室等を実施しており、これらの情報を多言語によりポータルサイトで広く発信し、情報を入手しやすくすることで、日本語を学ぶ機会の拡大を図ってまいります。

主な御意見の概要と都の考え方

No.	主な意見の概要	都の考え方
27	<p>○外国人向けの法律相談事業を行い、専門家と連携していただきたい。その前提として、通訳・翻訳者を都から派遣できるような体制を整えていただきたい。その際、通訳・翻訳者の得意・不得意分野を登録できるような仕組みを整え、相談内容とマッチするスキルのある通訳者を派遣できるようにしていただきたい。</p>	<p>○御意見については、今後の施策の実施に当たっての参考とさせていただきます。</p>